

## 災害応急対策等に関する実施方針

令和 3 年 7 月 5 日  
令和 3 年(2021年)7月1日からの大雨  
非常災害対策本部

特定災害対策本部等における対応に引き続き、以下の方針に基づき、地方自治体及び関係機関・団体と緊密に連携し、災害応急活動に総力を挙げて取り組むとともに、被災地域の生活及び経済活動の早期回復に全力を尽くす。

- 1 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 2 引き続き、人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- 3 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- 4 コロナ禍であることを踏まえ、避難所の生活環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める。
- 5 ライフラインの早期復旧に努め、被災住民の生活復旧のため、早期改善に全力で当たる。
- 6 関係省庁が連携して、被災者支援に取り組む。
- 7 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体等が適切に判断し行動できるよう、適時的確な情報発信に努める。